

宇美町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月
宇美町

目次

はじめに.....	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	- 1 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	- 1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	- 2 -
第2章 宇美町行動計画の作成と感染症危機対応.....	- 4 -
第1節 宇美町行動計画の作成.....	- 4 -
第2節 宇美町行動計画の改定.....	- 4 -
I 総論.....	- 5 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	- 5 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的.....	- 5 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 6 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	- 6 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 6 -
第2章 対策の基本項目.....	- 8 -
第3章 対策推進のための役割分担.....	- 8 -
II 各論.....	- 12 -
第1章 実施体制.....	- 12 -
第1節 準備期.....	- 12 -
第2節 初動期.....	- 12 -
第3節 対応期.....	- 13 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 14 -
第1節 準備期.....	- 14 -
第2節 初動期.....	- 14 -
第3節 対応期.....	- 15 -
第3章 まん延防止.....	- 15 -
第1節 準備期.....	- 15 -
第2節 初動期.....	- 15 -
第4章 ワクチン.....	- 16 -
第1節 準備期.....	- 16 -
第2節 初動期.....	- 16 -
第3節 対応期.....	- 17 -
第5章 保健.....	- 18 -
第3節 対応期.....	- 18 -
第6章 物資.....	- 18 -

第1節 準備期	- 18 -
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	- 19 -
第1節 準備期	- 19 -
第2節 初動期	- 19 -
第3節 対応期	- 20 -

はじめに

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 2020(令和2)年以降新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

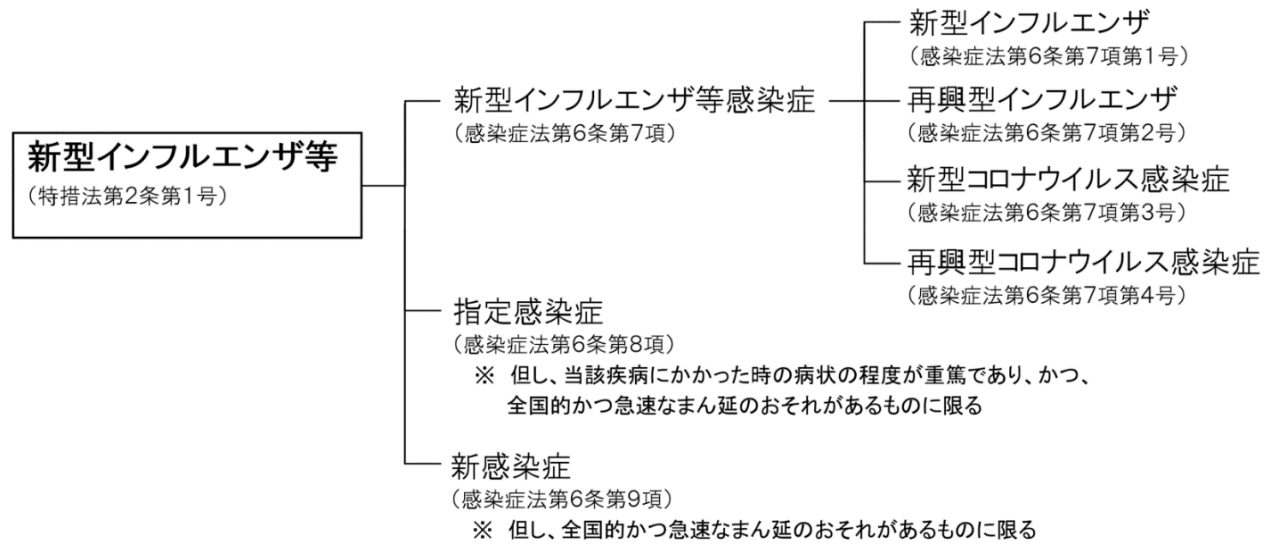
これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
 - ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
 - ③ 新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- である。

【新型インフルエンザ等の定義】



第2章 宇美町行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 宇美町行動計画の作成

新型インフルエンザ対策について、2009(平成 21)年に国が「新型インフルエンザ対策行動計画」を、福岡県(以下「県」という。)が「福岡県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成、その後、国が新型インフルエンザ等対策の実効性をより高めるため、2012(平成 24)年4月に特措法を制定し、2013(平成 25)年6月に特措法に基づき新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を作成した。また、県では、政府行動計画を踏まえ、2013(平成 25)年に「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。

宇美町では、政府行動計画及び県行動計画に基づき、2014(平成 26)年に「宇美町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「宇美町行動計画」という。)を作成したところである。

宇美町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

第2節 宇美町行動計画の改定

宇美町行動計画の改定は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

具体的には、国における課題として、①平時の備えの不足②変化する状況への柔軟かつ機動的な対応③情報発信が挙げられ、この課題に対するものとして、政府行動計画が全面改訂され、また、それを踏まえて県行動計画が改定された。

今般、これら政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、宇美町行動計画を改定する。

I 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内への侵入並びに町での感染者の発生も避けられないと考えられる。

実際に町において感染者が発生すれば、町民の生命及び健康や生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ等対策を講じていく必要がある¹。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ・ 県及び保健所等と連携し、感染拡大を抑えるための方策を検討し、併せて医療提供体制の整備やワクチン接種の体制整備等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時において、県及び保健所等の方向性を加味した上で、感染者及び他疾患に係る患者に対して、医療へのかかり方等を周知することで医療提供体制への負荷を軽減し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 重症者数や死亡者数を減らすために、感染者等に対して適切な時期に正確な情報発信を行う。

(2) 生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹ 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

宇美町においては、政府行動計画及び県行動計画に基づき実施される対策と連携し、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った対策を実施する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性・実行可能性並びに対策そのものが生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、宇美町行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

有事のシナリオとして、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、政府行動計画及び県行動計画において想定されている有事のシナリオに則って想定を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分である準備期と、発生後の対応のための部分である初動期及び対応期の大きく3つに分けた構成とする。

時期ごとの対応については、各論にて定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国及び県並びに保健所と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX(デジタル・トランスフォーメーションをいう。以下同じ。)の推進等を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、町民の生命及び健康を保護することが重要である。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべきである。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県及び保健所並びに近隣の市町村と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要に応じ、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(5) 高齢者施設や障がい者施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、各対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第2章 対策の基本項目

宇美町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を宇美町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

第3章 対策推進のための役割分担

宇美町において実施すべき項目の整理及び効果的な連携体制の構築のために、各団体の役割を次の通りとする。

(1) 国の役割

① 平時における役割

次の取り組みを実施することで新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

- ・WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携の確保
- ・新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進²
- ・新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進³
- ・政府行動計画に基づき、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善の実施

② 新型インフルエンザ等の発生時

政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

² 特措法第3条第2項

³ 特措法第3条第3項

また、併せて新型インフルエンザ等対策の実施及び地方公共団体及び指定(地方)公共機関への支援を実施する。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する⁴。

【県】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する判断と対応を行う。

平時においては、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

新型インフルエンザ等の発生時は、基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて国と協議を行いながら対策を推進する。また、市町村と緊密な連携を図りながら、市町村における対策の実施を支援する。

そのほか、保健所を地域における感染症対策の中核的機関と位置づけ、保健所設置市と連携しながら、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する協議や情報の共有化を行う。

【宇美町】

町民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、

⁴ 特措法第3条第4項

新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画を策定し、地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 登録事業者

特定接種の対象となる、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める⁵。

(5) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる⁶ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(6) 住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフル

⁵ 特措法第4条第3項

⁶ 特措法第4条第1項及び第2項

エンザ等の発生時に備え、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める⁷。

⁷ 特措法第4条第1項

Ⅱ 各論

第1章 実施体制⁸

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 宇美町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町において、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた上で⁹、宇美町行動計画を作成・変更する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町において新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成を行う。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国及び県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合¹⁰や、県が県対策本部を設置した場合においては、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 第1節(準備期)1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、対策に要する経費の確保に努め、国からの財政支援¹¹を有効に活用することを検討する。

⁸ 特措法第8条第2項第1号及び第3号

⁹ 特措法第8条第7項及び第8項

¹⁰ 特措法第15条

¹¹ 特措法第69条、特措法第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹²を要請する。
- ② その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める¹³。

3-1-2. 必要な財政上の措置

財源の確保に努め、国からの財政支援¹⁴を有効に活用する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手續

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに宇美町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という）を設置する。対策を更に推進する必要があると判断したときには、緊急事態宣言を待たず対策本部を設置する¹⁵。

また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う¹⁶。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する¹⁷。

¹² 特措法第 26 条の 2 第 1 項

¹³ 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4

¹⁴ 特措法第 69 条、特措法第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

¹⁵ 特措法第 34 条第 1 項

¹⁶ 特措法第 36 条第 1 項

¹⁷ 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹⁸

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について

町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、加えて町が提供する情報への認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、町民が安心して生活できるための相談体制等を検討する。

1-1-2. 県と宇美町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町においては、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援等を行うことがあり得る。

こうしたことを踏まえ、町長は新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。そのため、情報の提供を受ける仕組みを検討する。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、必要時町においてコールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について

準備期に整備した実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、必要時町においてコールセンター等を設置する。

¹⁸ 特措法第8条第2項第2号イ

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 県と宇美町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を継続しつつ、県の求めに応じて協力する体制を構築する。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

第3章 まん延防止¹⁹

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町民等に対して、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

¹⁹ 特措法第8条第2項第2号ロ

第4章 ワクチン²⁰

第1節 準備期

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-1-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、町の接種体制を構築する。

1-1-3. 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。²¹

(イ) 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町民が宇美町以外の自治体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

²⁰ 特措法第8条第2項第2号ロ

²¹ 予防接種法第6条第3項

第3節 対応期

3-1. 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-1-1. 特定接種

3-1-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、宇美町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-1-2. 住民接種

3-1-2-1. 予防接種体制の構築

国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-1-2-3. 接種に関する情報提供・共有

予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-1-2-4. 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて町公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-1-2-5. 接種記録の管理

自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-2. 情報提供・共有

宇美町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係

る情報について住民への周知・共有を行う。

第5章 保健

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

次の業務について、県の求めに応じて協力体制を構築する。

- ① 県が実施する健康観察
- ② 当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給

第6章 物資²²

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 宇美町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²³。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁴。

- ② 粕屋南部消防組合は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護服の備蓄を進める。

²² 特措法第 8 条第 2 項第 2 号ハ

²³ 特措法第 10 条

²⁴ 特措法第 11 条

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保²⁵

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者や外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 宇美町行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する²⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁷。

② 事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

県の火葬体制を踏まえ、町内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。

²⁵ 特措法第8条第2項第2号ハ

²⁶ 特措法第10条

²⁷ 特措法第11条

第3節 対応期

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁸やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ② 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、宇美町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定

²⁸ 特措法第45条第2項

を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、宇美町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。